

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">事前教示回答書（変更通知書兼用）（C-1000-1）</p> <p>（省略）</p> <p>「分類理由」欄には、「関税率表上の所属区分」等の欄に記載した関税率表適用上の所属区分等の根拠（例えば、①照会に係る貨物の分類に関連する関税率表の項若しくは号の規定、部、類若しくは号の注の規定又は通則の規定並びにこれらの解釈としての関税率表解説及び分類例規の記載、②照会者から提出された商品説明と上記①の規定との関係及び結論をいう。）を記載することとし、当該関税率表上の所属区分等の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官））の氏名を記載する。</p> <p style="text-align: center;">事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）</p> <p>（省略）</p> <p>「品名・HS番号・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の<u>具体的な商品名、商品の名称及び分類についての統一システム</u>（以下「<u>統一システム</u>」という。）の関税分類番号（HS番号）及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">II 記載要領及び留意事項</p> <p style="text-align: center;">関税法関係</p> <p style="text-align: center;">事前教示回答書（変更通知書兼用）（C-1000-1）</p> <p>（同左）</p> <p>「分類理由」欄には、「関税率表上の所属区分」等の欄に記載した関税率表適用上の所属区分等の根拠（例えば、①照会に係る貨物の分類に関連する関税率表の項若しくは号の規定、部、類若しくは号の注の規定又は通則の規定並びにこれらの解釈としての関税率表解説及び分類例規の記載、②照会者から提出された商品説明と上記①の規定との関係及び結論をいう。）を記載することとし、当該関税率表上の所属区分等の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官））の氏名を記載し、押印する。</p> <p style="text-align: center;">事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-2）</p> <p>（同左）</p> <p>「品名・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の商品及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</p> <p>（同左）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「照会貨物に係る原産地事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「照会貨物に係る品目分類事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、品目分類に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を認定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの3欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する（「RCEP原産国」の教示を希望する場合、「RCEP原産国」を認定するために必要な事項も記載する。また、照会貨物がRCEP協定附属書Iの日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる品目である場合には照会貨物の統計品目番号を9桁で記載する。）。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（省略）</p> <p>事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）（C-1000-3）</p>	<p>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>（新規）</p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その輸入申告番号（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料並びに製品のHS番号等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する（「RCEP原産国」の教示を希望する場合、「RCEP原産国」を認定するために必要な事項も記載する。また、照会貨物がRCEP協定附属書Iの日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる品目である場合には照会貨物の統計品目番号を9桁で記載する。）。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（同左）</p> <p>事前教回答書（変更通知書兼用）（原産地照会用）（C-1000-3）</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省略）</p> <p>「認定理由」欄には、「回答」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、①照会に係る貨物の製造・加工等に関連する関税率表の項の変更等の事実及び原産地認定に関する法令（条約を含む。）の規定等の記載、②照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記①の規定との関係及び③結論をいう。）を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に関して条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官））の氏名を記載する。</p> <p>インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-16）</p> <p>（省略）</p> <p>「品名・HS番号・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の具体的な商品名、統一システムの関税分類番号（HS番号）及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</p> <p>（省略）</p> <p>「照会貨物に係る原産地事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「照会貨物に係る品目分類事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、品目分類に関する事前教示を求めた事実の有無の該</p>	<p>（同左）</p> <p>「認定理由」欄には、「回答」の欄に記載した原産地認定の根拠（例えば、①照会に係る貨物の製造・加工等に関連する関税率表の項の変更等の事実及び原産地認定に関する法令（条約を含む。）の規定等の記載、②照会者から提出された製造・加工に関する説明と上記①の規定との関係及び③結論をいう。）を記載することとし、当該原産地の回答に当たり、「照会貨物の説明」欄に記載された貨物に関して条件を付けた場合には、当該条件を併記し、記載後、余白が残る場合には、以下余白と記入する。また、変更通知書として使用する場合には、変更理由も記載する。</p> <p>下欄には、回答を行う職員の所属する税関官署及び部門の名称並びに当該部門の責任者（首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官））の氏名を記載し、<u>押印</u>する。</p> <p>インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）（C-1000-16）</p> <p>（同左）</p> <p>「品名・銘柄・型番」欄には、当該照会に係る貨物の商品及び銘柄又は型式の名称若しくは符号を記載する。</p> <p>（同左）</p> <p>「照会貨物に係る事前教示実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物について、原産地に関する事前教示を求めた事実の有無の該当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p><u>（新規）</u></p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>当する項目を○で囲み、当該事実がある場合には、その事前教示番号を記載する。</p> <p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を認定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの3欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する（「RCEP原産国」の教示を希望する場合、「RCEP原産国」を認定するために必要な事項も記載する。また、照会貨物がRCEP協定附属書Iの日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる品目である場合には照会貨物の統計品目番号を9桁で記載する。）。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（省略）</p> <p><u>事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書・事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書（C-1001）</u></p> <p>（省略）</p> <p>「(理由)」欄には、意見の申出に対する回答の理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（関税率表適用上の所属区分に係る回答の場合は首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあつては関税鑑査官）、原産地に係る</p>	<p>「類似貨物に係る輸入実績（有・無）」欄には、当該照会に係る貨物に類似する貨物の輸入実績のうち、当該照会に係る貨物の原産地を決定するために参考となるものの有無の該当する項目を○で囲み、当該実績がある場合には、その輸入申告番号及びその年月（不明な場合、その概要）を記載する。</p> <p>なお、これらの2欄については、記載欄が不足する場合には、「照会貨物の説明」欄又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」（適宜の様式）を使用することとして差し支えない。</p> <p>「照会貨物の説明（関係する国における加工、製造に関する事項等）」欄には、当該照会に係る貨物の関係する国における製造、加工及び当該国における原料並びに製品のHS番号等で、照会事項である当該貨物の原産地を認定するために必要なものを具体的に記載する（「RCEP原産国」の教示を希望する場合、「RCEP原産国」を認定するために必要な事項も記載する。また、照会貨物がRCEP協定附属書Iの日本国の関税に係る約束の表の付録に掲げる品目である場合には照会貨物の統計品目番号を9桁で記載する。）。</p> <p>なお、複雑な製造工程図等、同欄に記載することが困難な事項は、最低必要と認められる限度において、同欄の記載事項の一部とするものとし、この場合には、同欄にその旨明記する。</p> <p>（同左）</p> <p>事前教示回答書（変更通知）に関する意見の申出・<u>回答書（C-1001）</u></p> <p>（同左）</p> <p>「(理由)」欄には、意見の申出に対する回答の理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（関税率表適用上の所属区分に係る回答の場合は首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあつては関税鑑査官）、原産地に係る</p>

新旧対照表

【税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>回答の場合には首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官）の氏名を記載する。</p> <p>事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書・<u>事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出に対する回答書</u>（C-1001-1）</p> <p>（省略） （事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 「理由」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う税関の首席関税評価官名又は関税評価官名を記載する。</p> <p>事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書・<u>事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出に対する回答書</u>（C-1001-2）</p> <p>（省略） （事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）</p> <p>（省略） 「（理由）」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当））の氏名を記載する。</p>	<p>回答の場合には首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官）の氏名を記載し<u>押印</u>する。</p> <p>「<u>事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）に関する意見の申出書・回答書</u>」の記載要領（C-1001-1）</p> <p>（同左） （事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）</p> <p>1 （同左）</p> <p>2 「理由」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う税関の首席関税評価官名又は関税評価官名を記載し<u>押印</u>する。</p> <p>事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書・<u>回答書</u>（C-1001-2）</p> <p>（同左） （事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出に対する回答書に関する記載要領）</p> <p>（同左） 「（理由）」欄には、意見の申出に対する回答を行うに至った理由を可能な限り具体的に記載し、回答を行う職員の所属する税関及び部門の名称並びに当該部門の責任者（本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当））の氏名を記載し<u>押印</u>する。</p>